

阿見町ふるさと納税業務公募型プロポーザル実施要項

1. 趣旨

ふるさと納税制度は、任意の自治体に寄附を行った場合に、寄附金額の一部が居住自治体の住民税等から控除される仕組みである。しかしながら、近年では、寄附を行うことで寄附先自治体から「返礼品」を受け取れるという「お得感」が注目を集め、納税者の間では返礼品を目的とした寄附が広く行われるようになっている。

このことから、当町が有する豊かな自然環境及び3工業団地のポテンシャルを最大限活かした返礼品を充実させることにより、他自治体の返礼品と比較した際の優位性を実現し、寄附受付額を増やしていくことが必要となる。

これらを踏まえ、ふるさと納税業務の実施にあたっては、価格のみではなく事業者（配置する技術者を含む。）に係る業務実績、専門性、技術力、企画力、創造性、価格等を勘案し、総合的な見地から判断して最適な事業者と契約を締結する必要があることから、公募型プロポーザル方式により契約の相手方となる候補者（以下「契約候補者」という。）及び契約候補者の次に契約の相手方となる候補者（以下「次点者」といい、契約候補者及び次点者を「契約候補者等」という。）を選定するものとする。

2. 業務概要

- | | |
|----------|--------------------|
| (ア) 業務名称 | 阿見町ふるさと納税業務 |
| (イ) 業務内容 | 仕様書(別紙1)のとおり |
| (ウ) 業務場所 | 阿見町中央一丁目1番1号 |
| (エ) 業務期間 | 契約締結日から令和7年3月31日まで |

※以降、自動更新による複数年の契約を予定しています

- | | |
|----------------|-------------------|
| (オ) 施行予定額(予算額) | 37,802,000 円(税込み) |
|----------------|-------------------|

※施行予定額(予算額)を超える額で提案した場合には、失格とする

- | | |
|----------|------------------------|
| (カ) 支払方法 | 阿見町契約規則(平成12年規則第1号)に従う |
|----------|------------------------|

3. 参加資格

参加資格は次の項目をすべて満たす業者からの公募とする。

- (ア) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (イ) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続き開始の申し立てがなされている者または民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。(再生手続き開始決定がなされ、競争参加資格の再認定を受けた者を除く。)
- (ウ) 阿見町建設工事等請負業者指名停止等措置要領及び阿見町物品調達等業者指

名停止等措置要綱に基づく指名停止等の措置を受けていないこと。

(エ) 国税、都道府県税又は市区町村税を滞納していないこと。

(オ) 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合には役員(役員として登記又は届出されていないが実質上経営に関与している者を含む。)をいう。以下同じ。)が、阿見町暴力団排除条例(平成 23 年条例第 19 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 3 号に規定する暴力団員等(以下「暴力団関係者」という。)でない者及び役員等が、暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。また、阿見町建設工事等暴力団排除対策措置要綱に基づく入札参加排除措置を受けていないこと。

(カ) 参加資格申出書(添付書類 1)の提出時点で、令和元年度から令和5年度までの5年間に本業務と同種の業務若しくは類似した業務の受託実績があること。

(キ) 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。

4. 参加表明書の提出

本プロポーザルへの参加を希望する者は、次により応募すること。

(ア) 提出期限 令和6年5月31日(金) 17時必着とする

(イ) 提出方法 (エ)に規定する提出書類を押印後 PDF 化し、これらを添付した電子メールによる(持参等その他の方法は受け付けない)

(ウ) 提出先 阿見町産業建設部商工観光課
電子メール: shokokankoka-ofc@town.ami.lg.jp

(エ) 提出するもの

① 公募型プロポーザル参加表明書(様式第1号)

② 参加資格申出書(添付書類 1)

③ 実績報告書(添付書類 2)

④ 管理者及び主担当者等経歴書(添付書類 3)

(オ) 選考結果の通知 令和6年6月14日(金)までに郵送(又は電子メール)により通知する。(様式第2号)

5. 質疑の受付と回答

参加表明書を提出した者のうち、本実施要項に関して不明な点がある場合には、次により質問書(添付書類 4)を提出することができる。

(ア) 提出期限 令和6年5月31日(金) 17時必着とする

(イ) 提出方法 押印後 PDF 化し、これを添付した電子メールによる
(持参等その他の方法は受け付けない)

(ウ) 提出先 阿見町産業建設部商工観光課
電子メール: shokokankoka-ofc@town.ami.lg.jp

(エ) 回答方法 参加者より質問があった場合、すべての事項を取りまとめの上、回

答書を電子メールにて参加表明者全員に送信する
(回答は6月5日(水)を予定)

6. 企画提案書の提出

参加表明者は、提案書等提出依頼通知書(様式第3号)に基づき、次により企画提案書を提出すること。

- | | |
|------------|---|
| (ア) 提出期限 | 令和6年6月28日(金) 17時必着とする |
| (イ) 提出方法 | 郵送による(持参等その他の方法は受付しない) |
| (ウ) 提出先 | 〒300-0392
茨城県稲敷郡阿見町中央一丁目1番1号
阿見町産業建設部商工観光課 |
| (エ) 書式と枚数 | 書式等は任意とし、A4 サイズ20ページ程度を限度とする
ただし、企画提案内容に応じた見積書を、これとは別にすることができる |
| (オ) 作成に関して | <ul style="list-style-type: none">① 阿見町ふるさと納税業務委託 企画提案書作成要領(別紙2)を参照して作成すること② 見積書を添付すること(見積条件は以下のとおり)
寄附件数(5,400件)、寄附受付額(96,000,000円)を見込みとして、費用を見積もること
見積書の内訳書も任意様式で添付すること(単位に注意し、「一式」の記載は不可とする)
なお、返礼品費用(寄附受付額の24%で見積もること)、返礼品の発送費用、寄附受領証明書・寄附金控除に係る申告特例申請書の封入封緘費用、及び寄附受領証明書・寄附金控除に係る申告特例申請書の送付費用(切手・封筒費用等含む)を見積金額に含めること |
| (カ) 提出部数 | 12部 |

7. プレゼンテーションの実施

企画提案書の内容について、次によりプレゼンテーションを実施する。

- | | |
|---------|--|
| (ア) 日 時 | 令和6年7月中旬頃(予定) 詳細は追って連絡 |
| (イ) 場 所 | 阿見町役場 詳細は追って連絡 |
| (ウ) 内 容 | 提出した企画提案書の内容説明(20分以内)
質疑応答(10分程度) |
| (エ) 出席者 | 説明者は3名以内
ただし、本業務にて予定される管理者及び主担当者を含むこと |

- (オ) 使用機器等 パソコン、プロジェクター、その他を持参し、使用することができる
(本町では電源及びスクリーン以外の用意はしない)
- (カ) 配布資料 企画提案書のコピーを当日用意すること
(部数については本町が事前に指定する。なお、企画提案書以外の資料を配布することは一切認めない。)
- (キ) 失 格 欠席または遅刻した者は失格とする
- (ク) その他 準備にあてることのできる時間は、5分程度とする

8. 選考方法

(ア) 第一次選考

本町が求める経験と技術力が不足する事業者を見極めるとともに、さらにはプレゼンテーション実施上の制約に照らし、次の項目を比較評価し、概ね3者以内となるよう選考する。

- ① 参加資格の有無
- ② 企業評価(業務遂行能力)
- ③ 企画提案内容に対する評価
- ④ 見積金額

(イ) 第二次選考

経験と技術力に基づいた本業務に対する企画・提案をもとに、特に組織力、体制、及び担当者の力量を測るため、次の方法により選考する。

- ① 審査は、本町が別に定める審査委員により行う
- ② 評価は次により、各審査員の点数を合計したものとする(別紙参照)
 - I. 事前に本町が定める審査項目と配点に基づく

9. 結果の通知

- (ア) 通知予定日 第一次選考:令和6年7月5日(金)
第二次選考:令和6年7月下旬
- (イ) 通知の方法 電子メールとともに、文書をもって参加者全員に結果を通知する
※ (様式第4号)及び(様式第5号)
- (ウ) 通知の内容 最も評価の高い参加者を第一優先候補者とし、次点を第二優先候補者として通知する(順位のみ参加者全員に通知する)
- (エ) その他 第一優先候補者及び第二優先候補者のいずれとも何らかの事由により契約に至らない場合、得点の高い参加者の順により、契約に向けた協議を行う

10. 辞退

- (ア) 参加者の都合により辞退する場合には、辞退届(任意様式)に必要事項を記載し、記名押印の上、持参または郵送すること。

(イ) 辞退をした場合であっても、その後辞退したことによる不利益は一切生じない。

11. 失格等

- (ア) 提出書類に虚偽の記載が認められた場合は、応募を無効とする。
- (イ) 提出書類が本要項に定める条件に適合しない場合は、失格とする。
- (ウ) 契約に至るまでの間、本町が不適格と認める事由が発生した場合は、失格とする。

12. 契約の締結

- (ア) 優先候補者を契約予定者として、契約締結に向けた協議を行う。
- (イ) 契約予定者から提示された企画提案内容等を基本として、阿見町契約規則(平成 12 年規則第 1 号)に基づき随意契約を行う。
- (ウ) 契約予定日は、令和6年8月初旬頃を予定する。

13. 留意事項

- (ア) 本町が提示する書類及び資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁ずる。
- (イ) 本プロポーザルへの参加費用、その他費用については、すべて参加者の負担とする。
- (ウ) 企画提案書等の提出後、これに係る一切の修正等は認めない。ただし、明らかな誤りであって、その修正を町が認めた場合、または、本プロポーザルの公正な実施に支障の恐れがある場合等で本町からの指示があったものについては、この限りではない。
- (エ) 提出書類等は返却しない。
- (オ) 提出書類等に記載された個人情報、本プロポーザル選考に関する事務においてのみ使用し、それ以外には使用しない。
- (カ) 提出書類等は原則として公開しない。ただし、本プロポーザル選考に係る情報公開請求があった場合には、参加者の承諾を得ずに提出書類等を公開することができる。
- (キ) 選考結果及びその審議の内容に関し、参加者からの照会は一切応じない。
- (ク) 本プロポーザルの契約締結に至るまでのスケジュールは、概ね参考資料のとおりとする。

14. 担当窓口(提出先及び連絡先)

茨城県稲敷郡阿見町中央一丁目 1 番 1 号

阿見町産業建設部商工観光課

電話:029-888-1111(内375) FAX:029-887-9560

電子メール: shokokankoka-ofc@town.ami.lg.jp

参考資料

阿見町ふるさと納税業務 公募型プロポーザル実施スケジュール（予定）

